

## 出向協定書

(出向元) \_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と (出向先) \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) は、甲在籍の社員 \_\_\_\_\_ (以下「丙」という) を乙に出向させるに当たり、その勤務条件等に関し、次のとおり協定する。

第1条 出向期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日から令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日までとし、その後の取扱いについては、甲乙協議する。

第2条 丙の服務は、原則として乙における従業員一般に適用される就業規則その他の規程及び役員について定められた規程による。ただし、身分上の行為(休職、解職、懲戒、定年)はこれを除く。

第3条 丙の給与、賞与及び福利厚生に関する費用は、甲において支給するが、その負担は乙とする。旅費、日当及び通勤定期代は、乙の規程により乙において支給する。

第4条 丙の健康保険、厚生年金、厚生年金基金、雇用保険は、甲において取扱い、その会社負担分は乙が負担する。

2. 丙の労災保険は、甲が取扱う。

第5条 乙は甲に対し、丙の第3条及び第4条第1項の負担分は出向料として毎月支払うものとする。賞与支給月は、月例給与のほかに賞与負担分も含む。

2. 甲は乙に対し、出向料の請求書を当月\_\_\_\_日に発行する。

3. 乙は、甲の請求書に基づき、出向料を翌月\_\_\_\_日までに甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。

4. 乙の出向料の負担は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月からとする。

第6条 丙の乙における日常発生する業務上の経費は、乙の負担とする。

第7条 出向時及び解除時における赴任旅費の取扱いについては、甲乙協議して決定する。

第8条 前各条項に定める以外の不明な点及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して決定する。

本協定書は2部作成し、甲乙それぞれ記名捺印の上、各1通を保有する。

令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 社名\_\_\_\_\_  
住所\_\_\_\_\_  
代表\_\_\_\_\_

乙 社名\_\_\_\_\_  
住所\_\_\_\_\_  
代表\_\_\_\_\_